地域防災拠点について

令和5年7月12日(水)

総務課防災担当

~地域防災拠点の役割~

- ◇避難生活場所
- ◇救出・救護の拠点
- ◇情報・物資の拠点

~大規模地震

避難の流れ~





次の避難場所に移動する前に一時的 に集まり、災害状況を確認する場所

※いっとき避難場所を経由せずに 地域防災拠点等へ避難する場合もあります



災害の 初期

地域避難所

自治会館など



災害の初期や短期間の 避難生活を想定した 任意の避難場所



地域防災拠点

学校



主に自宅を失った方が 中長期間避難する場所





大規模公園や団地

大規模火災から逃れるために 一時的に避難する場所





福祉避難所

福祉施設など

避難生活が困難な高齢者、 障害者の方の避難場所



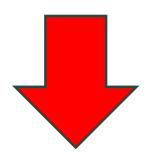
※市民が直接避難する場所ではなく、地域防災拠点での 避難生活が困難な方の受入施設を区が決定します

~地域防災拠点の開設・運営イメージ~

発災初動期 (概ね三日以内)	中期(三日以降)	終期
 ・避難所の開設 ・区本者のの情報受伝達 ・避難者ののののののののののののののののののののののは、対対のででは、対対のででは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のでは、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のには、対対のは、対対の	・区域とないのでは、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・ 区本部との情報受伝達 ・ 衛生・ し尿対策 ・ 防寒・熱中症対策 ・ 避難生活部分の縮小

~施設の点検~

- ◇施設の被害は、屋外からの視認
- ◇屋根の落下、内部の確認
- ◇通信機器・ライフライン被害状況の確認
- ◇各点検箇所の使用可否の記録



施設の安全確認が完了して拠点が開設

~栄区災害対策本部への報告~

【区災害対策本部への通信方法の優先順位】

- ① 一般電話機 ⇒ 一般電話機 (☎045-894-8313)
- ② デジタル移動無線機 ⇒ 防災行政用無線電話 (☎*4421)
- ③ デジタル移動無線機 ⇒ 一般電話機 (☎ *8-894-8313)
- ④ デジタル移動無線機 ⇒ デジタル移動無線機

(**2**14100026**、**14100134)

◇デジタル移動無線機



拠点用防災電話機 (防災備蓄庫内に保管しています)







発災直後はローゼットにモジュ ラーケーブルを差し込んで電話 をします。 (職員室前廊下)

概略構成図



地域防災拠点

区災対本部



一般電話機







防災行政用無線電話





デジタル移動無線機 (取り外し)



デジタル移動無線機 (取り外し)



~避難者情報の作成等~

- ◇避難者カード及び避難者リストの作成・管理
- ◇災害時安否情報システムの入力





~避難者数の集約・掲出~

◇避難者数をホワイト

ボードや模造紙に

「〇時現在」として記載





					现在	
町会名	選筆英籍 世 帯	河下 ※ ※	12 %	宝 版	医療拠点搬送	未帰宅才
第一町内会		35		1465		
ライネスハイム		6		135		
新和会		61		700		
いつな町内会		42		42		
グリーンコーボ		16		234		
新士人						

~避難者への情報発信~

- ◇生活支援に関する情報
- ◇災害医療情報



- ・炊き出し日時
- ・物資の配給日時
- 自衛隊によるお風呂の提供日時 など

~トイレ対策~

- ◇トイレパックの有効活用
- ◇組み立て式トイレの設置場所
- ◇男女別のトイレ設置場所





~飲料水対策~

- ◇水缶詰 (備蓄庫)
- ◇災害用地下給水タンク (庄戸小)
- ◇緊急給水栓 (旧庄戸中)



水缶詰



災害用地下給水タンク

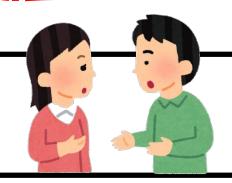


地域防災拠点の感染症対策

令和5年5月8日(月)にコロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されましたが、避難所等は災害時には一定期間、多くの方が集団生活をする場合があり、避難所における感染対策は今後も必要となるため、可能な限り、次のとおり対応をお願いします。

- 全ての避難所等での共通事項
- マスク着用及び手指衛生の推奨
- 避難所等の定期的な換気及び清掃等の衛生管理
- 各避難所等の判断による追加事項(感染症の状況により判断)
- 受付時における避難者の体調確認(検温及び聞き取り等)及び有症 状者との動線分け
- 避難者同士の距離の確保及び生活スペースの隔離(部屋分けや仕切りでの区切り等)

新型コロナウイルス感染症を踏まえると…



「何かあったら地域防災 拠点へ」



避難所が【密】状態に

避難所に行くことだけが

避難ではない

在宅避難(自宅で避難生活)

- ・自宅が安全であることが大前提
- ・日頃の備え(家具転倒防止、食料、水、生活用品の 備蓄など)が重要

縁故避難(近隣の親戚や友人宅)

- ・連絡手段や必要な物を話し合っておく
- ・食料等が不足しないように各家庭の備蓄を持ち寄る

災害 感染症リスクを踏まえた

避難行動のお願い





「在宅避難」とは、災害時に自宅の安全が確保できれば 在宅で避難生活を送ることです。大雨・台風や地震など 様々な災害を想定して、在宅避難を検討してください。

- 1 防災マップ等で浸水想定や土砂災害の危険等を確認
- 2 自宅の安全を確保(家の耐震補強や家具転倒防止等)
- 3 食料や水、トイレパック、常備薬等を備蓄

※自宅にいることが危険だと感じた場合は早めの避難が原則です

②複数の避難先をご検討ください

〈親族・知人宅への避難〉

近隣の親族や知人宅に避難することができるか事前に相談しておきましょう。 食料品や生活用品が不足しないよう各 家族の備蓄品を持ち寄りましょう。



〈ホテル等での宿泊〉

大雨や台風などの場合は、安全なエリアの 宿泊施設にあらかじめ滞在しておくことも 有効です。候補を探しておきましょう。 ※移動を開始する前に営業状況や空き室の有無を

確認してください



〈地域が開設する避難場所〉 〈行政が開設する避難場所〉

- ・食料や水、基本的な生活用品に加えて、 「マスク」や「体温計」を持参してください。
- ・避難中はマスクを着用し、手洗い・うがい・咳エ チケットなど基本的な感染症対策を徹底してお互 いに助け合い思いやりをもって過ごしましょう。

電話 894-8312 FAX 895-2260

避難所の運営では

• 運営委員だけが頑張りすぎない

• 可能な限りの資材 • 資産を活用

・在宅避難や縁故避難は、避難者に

とってもメリットが多い

ご清聴ありがとうございました

